

平成 18 年 5 月 24 日

各 位

東京都千代田区麹町一丁目 4 番地松 井 証 券 株 式 会 社代表 取締役 社長 松井 道夫(東京証券取引所第一部:8628)問合せ先:経営企画部長 三根 公博TEL:03(5216)8650

## 定款一部変更に関するお知らせ

松井証券は、平成18年5月24日開催の取締役会において、平成18年6月25日開催予定の第90期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしました。

記

### 1. 変更の理由

「会社法」(平成17年法律第86号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」 (平成17年法律第87号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、以下の理由により、 定款の変更を行うものであります。

- (1) 株主が有する単元未満株式の権利を明確にするため、変更案第9条を新設するものであります。
- (2) 株主総会においてより充実した情報の開示を行うことができるよう、「会社法施行規則」 (平成 18 年法務省令第 12 号)及び「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号)に定めるところに従い株主総会参考書類等に関してインターネット開示制度を採用するため、変更案第 15 条を新設するものであります。
- (3) 株主総会に出席して議決権の代理行使を行う代理人の員数を明確にするとともに株主 への周知を図るため、変更案第17条のとおり変更するものであります。
- (4) 取締役会の機動的な運営を図るため、その決議について、書面又は電磁的記録によりその承認を行うことができるよう、変更案第23条を新設するものであります。
- (5) その他、定款に一定の定めがあるものとみなされる規定の新設・変更の他、定款全般について、「会社法」に対応した用語並びに引用条文の変更、条文の移設や条数の繰り下げ等所要の変更を行うものであります。

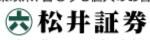
# 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 6 月 25 日 定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 25 日

以上





### ■ 定款変更の内容

(下線部分は変更部分)

現 行 定 款 変 更 案

(公告の方法)

第4条 (記載省略)

(発行する株式の総数)

第5条 当会社の発行する株式の総数は、 1,050,000,000株とする。

(新 設)

(自己株式の取得)

第<u>6</u>条 当会社は、<u>商法第211条/3第1項第2</u>号の 規定により、取締役会の決議<u>をもって</u>自己 株式を買い受けることができる。

(1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行) 第7条 当会社は、100株をもって1単元とする。

② 当会社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下、「単元未満株式」という。) に係る株券を発行しない。

(新 設)

(名義書換代理人)

第8条 当会社は、株式につき名義書換代理人を置

② <u>名義書換代理人</u>及び事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し公告する。

③ 当会社の株主名簿、実質株主名簿及び株券 喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場 所に備え置き、株式の名義書換、株券喪失 登録の手続、単元未満株式の買取り、その 他株式に関する事務は、名義書換代理人に 取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わ

(株式取扱規程)

第<u>9</u>条 当会社の株券の種類並びに株式の名義書 換、株券喪失登録の手続、単元未満株式の 買取り、その他株式に関する取扱い及び手 数料については、取締役会の定める株式取

扱規程による。

(基準日)

第10条 当会社は、毎営業年度末日の最終の株主名 簿及び実質株主名簿に記載又は記録された 株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもっ て、その決算期に関する定時株主総会にお いて権利を行使すべき株主とする。

て、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 ② 前項その他本定款に定めがある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して基準日を定めることができる。 (公告方法)

第4条 (現行どおり)

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の<u>発行可能株式総数</u>は、 1,050,000,000株とする。

(株巻の発行)

第6条 当会社は、株式に係る株券を発行する。

(自己の株式の取得)

第<u>7</u>条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数及び単元未満株券の不発行)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

② 当会社は、第6条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主(実質 株主を含む。以下同じ)は、その有する単 元未満株式について次に掲げる権利以外の 権利を行使することができない。

- <u>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u>
- <u>2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u>
- 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式 の割当て及び募集新株予約権の割当て を受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② <u>株主名簿管理人</u>及び事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、公告する。
- ③ 当会社の株主名簿、実質株主名簿、新株予 約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに 備置きその他の株主名簿、実質株主名簿、 新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関す る事務は、株主名簿管理人に委託し、当会 社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第<u>11</u>条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料については、取締役会の定める株式取扱規程による。

(削 除)





	現	行	定	款			変		更	案
(招集) 第 <u>11</u> 条 ②	ら3ヵ 必要が 株主総	月以内に ある場合	招集し、 に随時招集 京都23区F	F度末日の翌 富時株主総会 集する。 内においてこ	会は、	(招集) 第 <u>12</u> 条	らる 必要 ② 株主	∄ヵ月以戍 夏がある場	内に招集 場合に随い 東京都2	事業年度末日の翌日か し、臨時株主総会は、 寺招集する。 23区内においてこれを
		(新	設)			<u>(定時株</u> 第13条	当会		· 特株主総会	会における議決権の基 末日とする。
第 <u>12</u> 条	(=	記載省略)				第 <u>14</u> 条		(現行どま	39)	
		新	設)			(株主総 提供) 第15条	当会計るイン	社は、 考書類、	未主総会の 事業報行 記載省令の と務省令の トを利り 株主に	・ネット開示とみなし の招集に際し、株主総 吉、計算書類及び連結 表示をすべき事項に係 こ定めるところに従い 用する方法で開示する 対して提供したものと
(決議の方 第 <u>13</u> 条	株主総の定め		合を除き、	又は本定款に 出席した杉 丁う。		(決議の 第 <u>16</u> 条	株式の気を行	Eめがある	る場合をP ことがで	法令又は本定款に別段 除き、出席した <u>議決権</u> きる株主の議決権の過
(議決権の 第 <u>14</u> 条	<u>株主又</u> してそ は、そ	はその法の議決権	を行使し は、当会社	が、代理人に ようとする 土の議決権を <u>、</u>	とき	(議決権 第 <u>17</u> 条	株主 1名 るこ と記 を記	<u>Eは、当会</u> 名を代理 <i>人</i> とができ	(として、 :る。	央権を有する他の株主 その議決権を行使す 朱主総会ごとに代理権 会社に提出しなければ
第 <u>15</u> 条	( <del>=</del>	記載省略)				第 <u>18</u> 条		(現行どお	39)	
(選任) 第 <u>16</u> 条 ②	分の1 決権の		する株主だ	<u>朱主</u> の議決権 が出席し、そ う。		(選任) 第 <u>19</u> 条	<u>と</u> か 有す をも	ぶできる柊	<u>k主</u> の議済 が出席し、 う。	議決権を行使するこ 快権の3分の1以上を その議決権の過半数
(任期) 第 <u>17</u> 条 ②	<u>算期</u> に とする ただし	関する定 。 、増 <u>員又</u> 任期は、	時株主総会 は補欠とし	1年内の最終 会の終結の時 して選任され との残任期間	きまで いた取	(任期) 第 <u>20</u> 条	る事	事業年度0	) うち <u>最</u> 終結の時	壬後1年以内に終了す 終のものに関する定時 までとする。
(代表取締 第 <u>18</u> 条 ②	代する。役長の一般である。	締役は、 会の決議 長、取締	取締役会の により、 ほ社長各 、常務取組	D決議により	取締	第 <u>21</u> 条	取終 選定 取終 取終 副社	<u>Eする。</u> 第役会は、 第役副会長 比長、専務	その決議 その決議 そ 取締役	義により代表取締役を 養により、取締役会長、 役社長各1名、取締役 常務取締役、取締役 ることができる。



現 定 款 案 変

(取締役会)

第<u>19</u>条

(新 設) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長に任ずる。ただし、取締役社長に差し支えあるとき、又は欠けたときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任に当たる。取締役会の招集は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

(新 設)

第<u>20</u>条 (記載省略)

(取締役の責任免除)

当会社は、<u>商法第266条第12項</u>の規定によ 第<u>21</u>条 

(<u>員数</u>) 第22条

(新 設) 当会社の監査役は、4名以内とする。

(選任)

第<u>23</u>条

監査役の選任決議は、<u>総株主</u>の議決権の3 分の1以上を有する株主が出席し、その議 決権の過半数をもって行う。

(あらかじめ選任する補欠監査役)

の選任する個欠監査役) 当会社は、法令に定める監査役の員数を欠 くことになる場合に備え、あらかじめ定時 株主総会又は臨時株主総会において補欠監 査役を選任することができる。この場合の 選任手続は前条の定めによる。 前項であらかじめ選任された相欠監査役が 第24条

- 間頃であらかしめ選任された相へ監査医が 監査役に就任した場合の任期は、前任者の 残任期間とする。 あらかじめ選任された補欠監査役の選任の 効力は、選任後最初に招集される定時株主 総会が開催されるまでとする。

(任期)

監査役の任期は、就任後4年内の最終の決 算期に関する定時株主総会終結の時までと 第25条

> 退任する監査役の補欠として選任 された監査役の任期は、前任者の残任期間 とする。

(常勤の監査役)

第26条 監査役は、互選により常勤の監査役を定め

第<u>27</u>条

(記載省略)

第<u>28</u>条

(取締役会)

当会社は、取締役会を置く。

第<u>22</u>条 ② (現行どおり)

③ 取締役会の招集は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要のあるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

当会社は、会社法第370条の要件を充たした ときは、取締役会の決議があったものとみ 第23条 <u> なす。</u>

第<u>24</u>条 (現行どおり)

(取締役の責任免除)

国 15代除り 当会社は、<u>会社法第426条第1項</u>の規定により、取締役会の決議によって、<u>会社法第423条第1項に規定する</u>取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。 第<u>25</u>条

(監査役) 第<u>26</u>条

<u>当会社は、監査役及び監査役会を置く。</u> (現行どおり)

(選任) 第<u>27</u>条

監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数 をもって行う。

> (削) 除)

(任期)

監査役の任期は、選任後4年以内に終了す る事業年度のうち最終のものに関する定時 第28条 株主総会の終結の時までとする。 退任する監査役の補欠として選任された監

査役の任期は、前任者の残任期間とする。

(常勤の監査役)

監査役会は、<u>その決議により</u>常勤の監査役 を選定する。 第<u>29</u>条

第<u>30</u>条

(現行どおり)

第31条





現	行	定	款			変	更	案
り、E 査役~	上は、 <u>商法</u> 対締役会の	決議 <u>をも</u> を含む。)	第1項の規定 って、 監査役 の責任を法令 ができる。	(監	(監査役の 第 <u>32</u> 条	り、取締役 条第1項 た者を含	殳会の決議 <u>に。</u> に規定する監	条第1項の規定によ よって、会社法第423 査役(監査役であっ 法令の限度において 。
	(新	設)				<u>第</u>	6章 会計監査	<u>E人</u>
	(新	設)			(会計監査 第33条		、会計監査人	<u>を置く。</u>
	(新	設)			<u>(選任)</u> 第34条	会計監査	人は、株主総会	会において選任する。
	(新	設)			(任期) 第35条 ②	了する事 定時株主 前項の定 なされな	業年度のうち 総会の終結の 時株主総会に	選任後1年以内に終 最終のものに関する 時までとする。 おいて別段の決議が 該定時株主総会にお する。
	第 <u>6</u> 章	計算					第 <u>7</u> 章 計算	
	31日まで		年4月1日か 営業年度末日		( <u>事業</u> 年度 第 <u>36</u> 条	当会社の	<u>事業</u> 年度は、 日までと <u>する</u>	毎年4月1日から翌 <u>。</u>
主名名		株主名簿	度末日の最終 に記載又は記 こ支払う <u>。</u>		(剰余金の 第 <u>37</u> 条	配当の基準 当会社の 末日とす	期末配当の基	準日は、毎事業年度
30月 記載 対し、 分配	の最終の株 Zは記録さ 商法第293	主名簿及 れた株主 条ノ5の	議 <u>により</u> 毎年 び実質株主名 又は登録質権 規定による金 いう。)をす	簿に 者に 銭の	(中間配当 第 <u>38</u> 条	当会社は	基準日として	決議によって毎年9 中間配当をすること
からこ	2当金及び 3年を経過	してもな	<u>金が</u> 支払開始 お受領されな 払義務を免れ	いと	(配当の除 第 <u>39</u> 条	配当財産	年を経過して	場合は、支払開始の もなお受領されない の支払義務を免れる。

以上